

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月14日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県春日井市鷹来町4957番地

氏 名 名古屋市上下水道局春日井浄水場

(春日井浄水場長 神谷 隆行)

電話番号 (0568)81-8924

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	名古屋市上下水道局 春日井浄水場
事業場の所在地	愛知県春日井市鷹来町4957番地
計画期間	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	36 : 水道業
② 事業の規模	令和5年度 配水量 125,295,800m <sup>3</sup>
③ 従業員数	52人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	沈澱池配水の懸濁物質を沈降濃縮 ↓ 汚泥を加圧脱水しケーキ化 ↓ ケーキを破碎し搬出 ↓ 中間処理業者に委託 (セメント原料として焼却)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
名古屋市上下水道局技術本部 施設部担当課長 (汚泥処理処分・事業系環境対策) 施設部施設管理課課長補佐 (汚泥処理処分) 施設部春日井浄水場長 施設部春日井浄水場浄場長補佐			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (令和5年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	70,894 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	70,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 発生汚泥量は配水量や取水河川の濁質によって決まるため、発生量を抑制することは困難であるが、発生土の一部を有効利用が可能な業者へ売却することにより、減量化に努める		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生汚泥は他の廃棄物と混合されることはないため、特に取り組みはない		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生汚泥は他の廃棄物と混合されることはないため、特に取り組みはない		

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	2,640 t	t
	(これまでに実施した取組) 有効利用が可能な業者へ売却した		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2,600 t	t
	(今後実施する予定の取組) 有効利用が可能な業者へ売却する		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	63,979 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	63,000 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	4,181 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,911 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) セメント原料等への再利用として処理委託を行った		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	4,100 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,900 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) セメント原料等への再利用として処理委託を行う		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。